

集落の資源・環境を守ろう

～ 農地・水・環境保全向上対策に向けて ～

あなたの集落は大丈夫？

いま、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。

集落の機能を守っていくためには、今まで以上の取組が欠かせなくなります。

「環境にやさしい農業」行っていますか？

国民の環境への関心が高まる中で、環境を重視した農業生産への取組が求められています。

平成17年12月 農林水産省

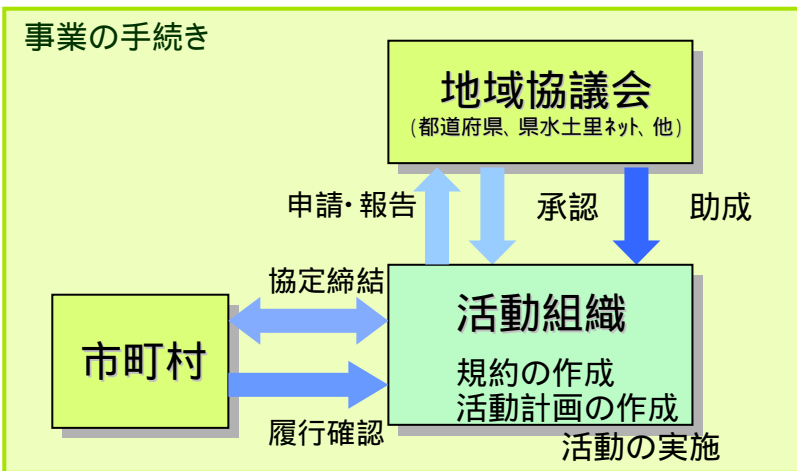
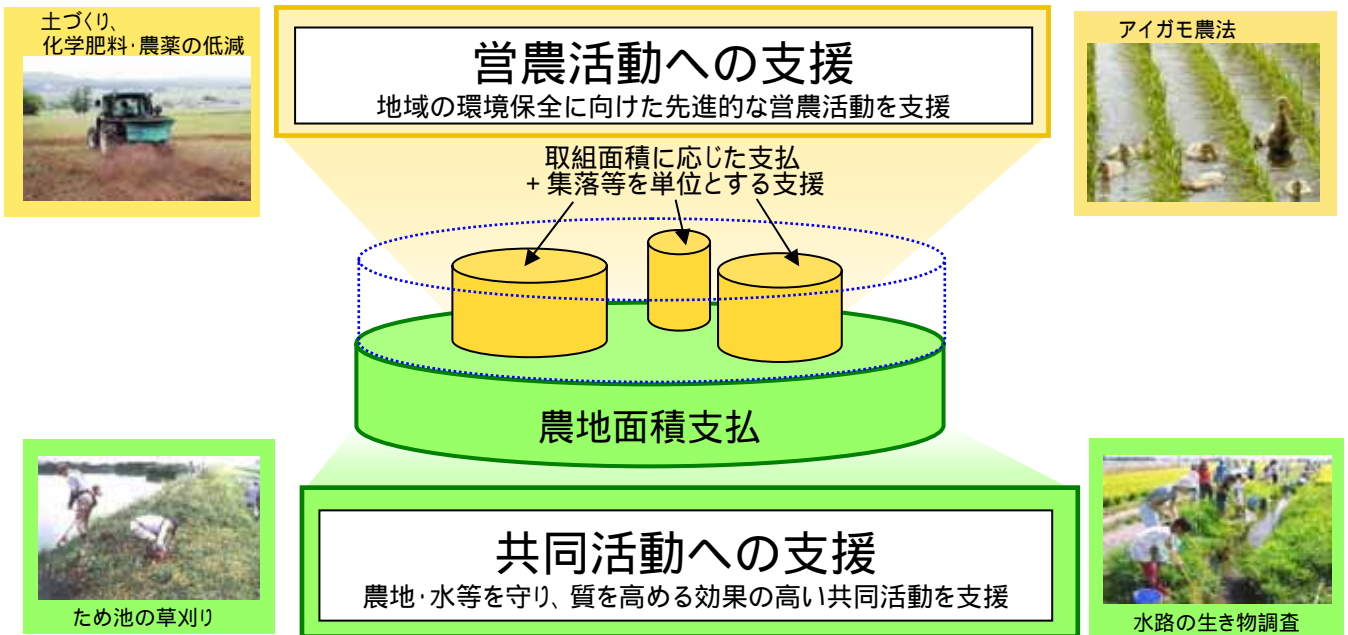


最新の情報は、http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

(1)新しい制度が始まります

地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援します。

施策の概要



平成19年度から本格的に施策が導入されます。

(平成18年度は、全国約600の地域で、共同活動に対してモデル的な支援を行います。)

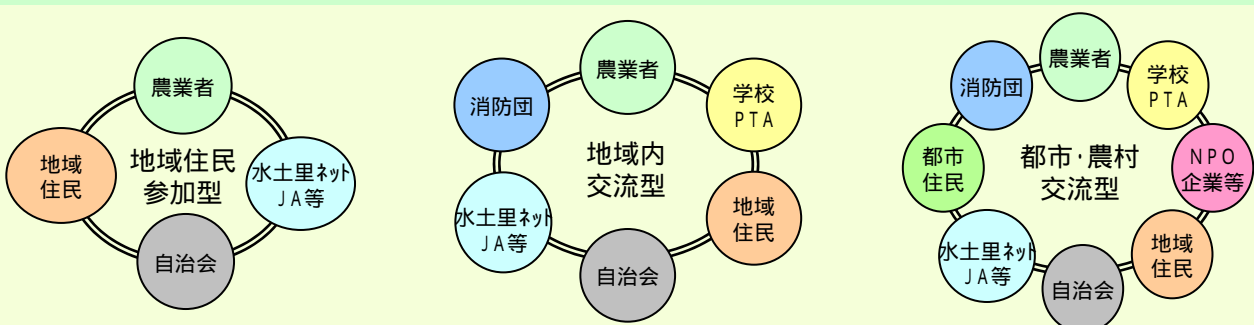
共同活動だけでも支援を受けられます。

(2)支援を受けるには？

まず、農業者以外の者(組織)を含めた活動組織を作りましょう。

活動組織と規約の作成

活動組織の構成例



現状維持にとどまらず、質的向上を図る活動計画を作りましょう。

活動計画の作成

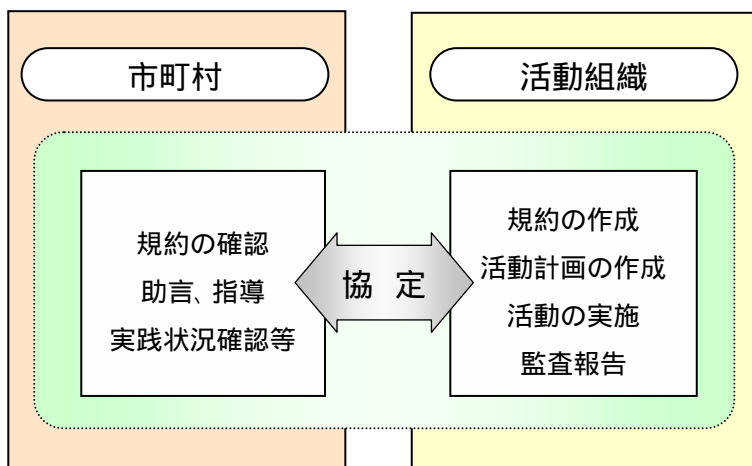
活動計画の例



市町村と協定を結びます。

協定の締結と助成

協定のイメージ



(参考)国による支援の水準

(10a当たり単価)

| | 都府県 | 北海道 |
|----|------------|------------|
| 水田 | 2,200円/10a | 1,700円/10a |
| 畑 | 1,400円/10a | 600円/10a |
| 草地 | 200円/10a | 100円/10a |

(3) 環境にやさしい農業への支援

こうした地域ぐるみでの共同活動への取組に加え、集落などで話し合っ、環境のためにできることをみんなで取り組んでみましょう。

農業者ぐるみの基本的取組

取組の例



たい肥の散布



浅水代かきによるにがり水の流出の抑制

こうした取組を進めるための集落などの活動についても支援します。

そして、化学肥料と農薬の使用を大幅に減らす取組に地域でチャレンジしてみましょう。地域で一定のまとまりをもった取組になると支援が受けられます。

支援の対象要件

たい肥の投入による土づくり



側条施肥田植えによる
化学肥料の低減



フェロモントラップの利用による
化学合成農薬の低減

支援対象の要件（全て満たすことが必要です）

✓化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上減らすこと

併せてエコファーマーの認定が必要となります。

✓地域で一定のまとまりをもった取組であること

まとまり要件（取組実態に応じて次のどちらかを選択）

各作物ごとにみて…集落等の生産者のおおむね5割以上

作物全体でみて…集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上

取組面積に応じて新たな支援が受けられます
（取組農家に個別配分することもできます）

平成19年度からの制度導入に向けて

化学肥料と農薬の5割低減等を実施している農家のご協力を得て、取組に伴い増加する経費を調査した上で、平成18年夏を目途に支援単価を明らかにする予定です。